

◎新潟県告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 |
|-------------------------------------|--------------------|
| 県立長岡屋内総合プール共同事業体 代表者 株式会社日本水泳振興会 | 東京都中野区東中野三丁目18番12号 |

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

県立長岡屋内総合プールに係る使用料徴収事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日